

第71号（第90条関係）

保 管 業 廃 止 届 出 書

銃砲刀剣類所持等取締法 第10条の8第4項 猟銃等の  
第10条の8の2第4項 の規定により、クロスボウの

保管の業務を廃止したことを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地 及び電話番号	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

- 備考
- 1 猟銃等に係る届出を行う場合にあつては第10条の8第4項とある及び猟銃等とある内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあつては第10条の8の2第4項とある及びクロスボウとある内にレ印を記入すること。
  - 2 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 3 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。
  - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。